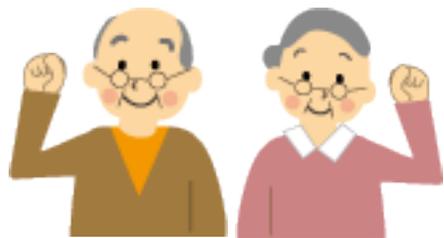


# 「地域包括ケアシステム」の基本理念

## 高齢者の自立支援

(介護保険法第1条)



### 介護予防に資するサービスの提供

(介護保険法第2条第2項、第4条第1項及び第5条第3項)

### 在宅生活の限界点を高めるサービスの提供

(介護保険法第2条第4項及び第5条第3項)

一般高齢者

要支援者

要介護者

在宅サービス

施設サービス

#### 多様な通いの場の創出

『介護予防・日常生活支援  
総合事業』



#### 多職種協働による ケアマネジメント支援

『地域ケア会議』



#### 施設機能の地域展開

『地域包括ケア計画』

